

日本 EU 学会 部会内規第 3 条（予算）に係る細則

2017 年 11 月 18 日理事会・総会承認

日本 EU 学会部会内規第 3 条（予算）に則り、部会費について当面以下の通り定めるものとする。

【会計年度】 日本 EU 学会の年度予算と同じく毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

【部会費】 各部会の幹事は、年度初めに当該年度の事業計画（案）を学会事務局に提出し、会計年度当たり 5 万円の支給を受ける。

支給された部会費は、例会開催のため以下の用途に利用できる。

- (1) 会議費
- (2) 通信費
- (3) 会場費
- (4) アルバイト代（ただし支給先は非会員に限る）
- (5) 報告補助（交通費・資料代）
- (6) 茶菓子代
- (7) 懇親会補助

【会計報告】 各部会の幹事は、年度終了後、速やかに会計報告を、日本 EU 学会事務局に対して行う。事務局は部会の会計報告を取りまとめ、理事長、会計担当理事に送付する。

本内規は、2018 年度会計年度より実施する。